

パシフィック・エナジー徳山合同会社
(仮称)周南市長穂太陽光発電事業
環境影響評価方法書に係る
審 査 書

令和 5 年 4 月
経 済 産 業 省

目 次

1. はじめに
2. 特定対象事業特性の把握
 - 2.1 設置の場所、原動力の種類、出力等の設置の計画に関する事項
 - 2.2 特定対象事業の内容に関する事項であって、その設置により環境影響が変化することとなるもの
3. 特定対象地域特性の把握
 - 3.1 自然的状況
 - 3.1.1 大気環境の状況
 - 3.1.2 水環境の状況
 - 3.1.3 土壌及び地盤の状況
 - 3.1.4 地形及び地質の状況
 - 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
 - 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況
 - 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況
 - 3.2 社会的状況
 - 3.2.1 人口及び産業の状況
 - 3.2.2 土地利用の状況
 - 3.2.3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況
 - 3.2.4 交通の状況
 - 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
 - 3.2.6 下水道の整備状況
 - 3.2.7 廃棄物の状況
4. 環境影響評価項目
5. 事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性について
6. 事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性について

1. はじめに

本事業は、東日本大震災を経た我が国において、脱原発、化石燃料依存低減、クリーンエネルギーの安定供給に資するため、安全で安心な電力である再生可能エネルギーを安価に普及することを通じ、持続可能な社会の構築に寄与することを使命としており、再生可能エネルギーにカテゴリーされる水力、風力、地熱、バイオマス等から、これまでの実績や環境負荷が小さいゴルフ場の転用で事業を実施し得る太陽光発電により、日本の将来のエネルギー自給に貢献し、地球環境に優しく、地域貢献に寄与できる太陽光発電所の建設を目指している。

周南市長穂地区におけるゴルフ場跡地を利用した出力76,800kW程度（交流）の太陽光発電事業を実施することにより、再生可能エネルギーの導入促進、温室効果ガスの削減による気候変動対策への寄与、環境負荷が少なく安定的な電力の供給、地域経済の活性化へ貢献することを目的としている。

本審査書は、パシフィコ・エナジー徳山合同会社（以下「事業者」という。）から、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、令和4年10月31日付けで届出のあった「（仮称）周南市長穂太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書」で述べられている、事業者が選定した環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価手法の妥当性についての審査結果を取りまとめたものである。

審査に当たっては、「発電所の環境影響評価に係る環境審査要領」（平成26年1月24日付け、20140117商局第1号）及び「環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の審査指針」（令和2年3月31日付け、2020324保局第2号）に照らして行い、審査の過程では、経済産業省技術総括・保安審議官が委嘱した環境審査顧問の意見を聴くとともに、事業者から提出のあった補足説明資料の内容を踏まえて行った。また、電気事業法第46条の7第1項の規定に基づき提出された環境影響評価法第10条第1項に基づく山口県知事の意見を勘案し、電気事業法第46条の6第2項の規定により届出のあった環境影響評価法第8条第1項に基づく意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して審査を行った。

2. 特定対象事業特性の把握

2.1 設置の場所、原動力の種類、出力等の設置の計画に関する事項

2.1.1 対象事業実施区域及び名称

所在地：山口県周南市長穂地区周辺

名称：（仮称）周南市長穂太陽光発電事業

2.1.2 原動力の種類

太陽電池

2.1.3 特定対象事業により設置される発電所の出力

最大76,800kW程度（交流）、最大120,408kW（直流）

2.2 特定対象事業の内容に関する事項であって、その設置により環境影響が変化するもの

(1) 発電所設備の配置計画の概要

発電所の設備の具体的な配置計画等は、現時点ではコース地なりに設置することを想定しており、設備の配置の可能性のある範囲が全て含まれるように対象事業実施区域を設定した。

今後の環境影響評価手続においては、今後の設計計画の検討や関係機関との協議並びに環境影響に関する予測・評価結果を踏まえて、周辺地域への環境影響の回避・低減等の対策を考慮した上で、対象事業実施区域の絞り込み及び具体的な太陽電池等の設置位置を決定していく予定である。

	面積 (ha)	割合 (%)
対象事業実施区域	190.7	100.0
太陽電池設置範囲（パネルエリア）	74.7	39.17
調整池	3.0	1.57
管理用道路	3.7	1.94
残地森林	94.7	49.66
緑地	14.6	7.66

(2) 発電設備の概要

項目	内容
太陽電池	種類：結晶シリコン系太陽電池(予定)
	枚数：22.1万枚程度(予定)（1枚当たり、約2,279mm×1,134mm：545W）
	総発電出力：最大76,800kW程度（交流）120,408kW程度（直流）(予定)

(3) 変電施設

変電施設等の計画は、太陽電池等設置範囲内に設置予定である。

太陽電池で発電された直流の電気は、パワーコンディショナーで交流に変換され、昇圧変圧器、主変圧器を経て昇圧される。

なお、系統用蓄電池についての今後の予定であるが、2050年カーボンニュートラル達成のためには、再生可能エネルギーの導入をさらに加速化させる必要があるが、一方、太陽光は天候や時間帯等の影響で発電量が大きく変動するため、大量導入が進むと電力系統の安定性に影響を及ぼす可能性がある。そのため、将来的に系統用蓄電池を本事業地に追加設置し、本発電所のポテンシャルを最大限発揮するための調整力として利用する可能性がある。

項目	内容
パワーコンディショナー	24台(定格出力 3,200kW/台) (予定)
昇圧変圧器(副変圧器)	24台(3,200kW/台) (予定)
送電設備(主変圧器)	1台(110MVA) (予定)
系統用蓄電池	二次電池(予定)

※出力調整を行うことで最大76,800kW程度(交流)とする計画である。
※製品仕様の変更の可能性がある。

(4) 送電線及び系統連系地点

系統連系接続は、中国電力株式会社の接続地点へ行う。対象事業実施区域から系統連系地点までは、パシフィコ・エナジー徳山合同会社の地中埋設送電線により接続を行う。連系開閉所予定地には、開閉設備一式及び中継送電鉄塔若しくはガントリー鉄塔を建設する予定である。

(5) 工事に関する事項

① 工事内容

項目	工事内容
工事用資材等の搬出入	建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事用関係者の通勤、樹木、廃材の搬出
建設機械の稼働	建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は破棄を含む)
造成等の施工	防災工事、伐採工事、切盛造成工事、管理道路整備工事、機器基礎工事
架台・据付工事	架台工事、太陽電池発電設備据付工事
電気工事	送電線工事、所内配電線工事、変電施設工事、電気工事

② 工事工程

- ・ 建設工事期間：着工後1～25ヶ月（令和7年10月～令和9年11月を予定）
- ・ 試験運転期間：機械的完成後1～2ヶ月（令和9年10月～令和9年12月を予定）
- ・ 商業運転開始：着工後26～27ヶ月目（令和9年12月末を予定）

工事工程	年 月	1年目		2年目		3年目	
		1	12		24		36
建設工事		■■■■■■■■■■		■■■■■■■■■■			
試験運転開始						■■	
商業運転開始						■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

(6) 輸送計画

太陽電池等の搬出入路及びその他の工事用資材等の搬出入路は、対象事業実施区域に隣接する既存道路及び周辺の国道（一般国道315線、一般国道376線、一般国道434線）・県道（金峰徳山線）・市道（長穂向道線、龍文寺線、木津線、本城長穂線、猪迫線）等を経由する計画である。

(7) 排水計画

工事中及び完成後における降雨時における排水は、流域界を考慮しつつ流出係数等を勘案し、既存の池や沈砂池等を含む排水施設を適切に配置する。なお、工事中は仮設沈砂池等の設置により場外への土砂や濁水の流出抑制を図り、完成後は仮設沈砂池等の定期的な監視、浚渫等の適切な管理を行う。

(8) 伐採計画

太陽電池等設置計画範囲及び発電機能に影響を及ぼす範囲外の樹木は残置し、樹木の伐採面積の最小化を図る予定である。

(9) その他の事項

① 環境保全措置の方針

a. 大気汚染、騒音、振動対策

- ・ 排ガス対策重機の使用
- ・ 低騒音・低振動型重機の使用
- ・ 建設機械を含む関係車両のアイドリングストップの実施
- ・ 運行管理による工事用車両の集中化の回避
- ・ 関係法令に基づく適切対策 等

- b. 水質対策
 - ・ 仮設沈砂池等の設置による場外への土砂や濁水の流出抑制
 - ・ 仮設沈砂池等の定期的な監視、浚渫等の適切な管理
 - ・ 降雨時における排水については、流出係数等を勘案し適切に排水施設を配置 等
- c. 動植物対策
 - ・ 樹木の伐採面積の最小化(対象事業実施区域の概ね4～5割程度を残置森林とする)
 - ・ 太陽電池等設置計画範囲及び発電機能に影響を及ぼす範囲外の樹木は伐採しない予定
 - ・ 残置森林の確保等による動植物の生息・生育環境の保全
 - ・ 仮設沈砂池等の設置による場外への土砂や濁水の流出防止 等
- d. 廃棄物対策
 - ・ 廃棄物の分別及び再資源化等、関係法令に基づく適正処理
 - ・ 伐採樹木の有効な活用方法の検討 等

② 稼働中及び計画中の太陽電池発電所の状況

「環境アセスメントデータベース」(令和4年8月閲覧、環境省HP)によると、対象事業実施区域周囲において、環境影響評価手続が必要となる規模の稼働中及び計画中の太陽電池発電所は存在しない。

3. 特定対象地域特性の把握

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

(1) 気象の状況

対象事業実施区域は周南市の中央の山間部に位置しており、気候は年間を通じて比較的穏やかであり、台風や地震などによる災害も総じて少ない地域となっている。

対象事業実施区域の最寄りの気象観測所等は、対象事業実施区域の南側約15kmに位置する下松地域気象観測所、対象事業実施区域の北側約9kmに位置する鹿野地域雨量観測所、対象事業実施区域の西側約9kmに位置する和田地域雨量観測所である。

下松地域気象観測所における1991年～2020年の地上気象観測結果(平年値)は、年平均気温は15.6℃、年日照時間は2,135.5時間、年降水量は1,850.1mm、年平均風速は2.0m/s、年最多風向は東北東となっている。

(2) 大気質の状況

対象事業実施区域及びその周囲の測定局として、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）3局及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）1局があり、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等について測定されている。

① 二酸化硫黄

二酸化硫黄の状況は、一般局3局で測定が行われており、令和2年度における環境基準の適合状況は、短期的評価及び長期的評価ともにいずれの測定局でも適合している。

② 二酸化窒素

二酸化窒素の状況は、一般局3局及び自排局1局で測定が行われており、令和2年度における環境基準の適合状況は、いずれの測定局も適合している。

③ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の状況は、一般局3局及び自排局1局で測定が行われており、令和2年度における環境基準の適合状況は、短期的評価は4局中3局で適合し、長期的評価は全ての測定局で適合している。

④ 微小粒子状物質(PM_{2.5})

微小粒子状物質の状況は、一般局2局で測定が行われており、令和2年度における環境基準の適合状況は、いずれの測定局も適合している。

⑤ 一酸化炭素

一酸化炭素の状況は、自排局1局で測定が行われており、令和2年度における環境基準の適合状況は、短期的評価及び長期的評価ともに適合している。

⑥ 光化学オキシダント

光化学オキシダントの状況は、一般局2局で測定が行われており、令和2年度における環境基準の適合状況は、いずれの測定局も適合していない。

⑦ 大気中のダイオキシン類

大気中のダイオキシン類の状況は、一般局1局で測定が行われており、令和2年度における環境基準の適合状況は、適合している。

⑧ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質のモニタリング調査は、一般局1局で行われており、令和2年度における測定結果は、環境基準が定められている4物質及び指針値が設定されている11物質について、いずれも超過は見られていない。

⑨ 大気汚染に係る苦情の発生状況

大気汚染に係る苦情の発生件数は、令和2年度において周南市では13件となっている。

(3) 騒音・振動の状況

① 騒音及び振動に係る苦情の発生状況

騒音及び振動に係る苦情の発生件数は、令和2年度において周南市では19件となっている。

3.1.2 水環境の状況

(1) 水象の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主な河川として、二級河川の錦川がある。この錦川には、対象事業実施区域西側に向道ダム（向道湖）があり、下流に菅野ダム（菅野湖）がある。

(2) 水質の状況

① 河川・湖沼の水質

対象事業実施区域及びその周囲における河川・湖沼の水質の状況として、令和2年度は河川1地点（垂門橋）、湖沼1地点（菅野湖）で水質測定が行われている。

令和2年度における環境基準の適合状況は、河川・湖沼の水質汚濁の代表的な指標となる生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）は各地点で環境基準に適合している。健康項目は、湖沼1地点において測定された項目で環境基準に適合している。

② 地下水の水質

対象事業実施区域及びその周囲における地下水の水質測定として概況調査が1地点で実施されており、令和2年度の調査結果はいずれの項目も環境基準を達成している。

また、地下水の水質のダイオキシン類の測定は1地点で行われており、令和2年度の調査結果は環境基準に適合している。

③ 水質汚濁に係る苦情の発生状況

水質汚濁に係る苦情の発生件数は、令和2年度において周南市では8件となっている。

(3) 水底の底質の状況

対象事業実施区域及びその周囲において水底の底質のダイオキシン類の測定が1地点（菅野湖）で行われており、令和2年度の測定結果は環境基準に適合している。

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

① 土壌の状況

対象事業実施区域の土壌は主に「褐色森林土壌」であり、対象事業実施区域の西に「乾性褐色森林土壌」の分布が見られる。

② 土壌汚染の状況

山口県内の土壌の調査として、計31地点でダイオキシン類調査が行われており、全て環境基準に適合している。対象事業実施区域及びその周辺における「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）に基づく土壌汚染指定区域はない。

③ 土地利用履歴

対象事業実施区域は、昭和49年7月にオープンしたゴルフ場及びその周囲である。

④ 土壌汚染に係る苦情の発生状況

土壌汚染に係る苦情の発生件数は、令和2年度において周南市では1件となっている。

(2) 地盤の状況

① 地盤沈下の状況

「令和2年度 全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和4年）によると、山口県において地盤沈下は確認されていない。

② 地盤沈下に係る苦情の発生状況

地盤沈下に係る苦情の発生件数は、令和2年度において山口県ではない。

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲の地形の状況は、小起伏山地が大部分を占めており、対象事業実施区域の南側には大起伏丘陵地が広がっている。

(2) 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲の表層地質は、主に黒色片岩が分布している。対象事業実施区域の北側に緑色片岩が存在している。

対象事業実施区域内の地質は、塩基性片岩、泥質片岩、蛇紋岩・かんらん岩・変斑れい岩が分布している。

(3) 土地の安定性

本事業はゴルフ場敷地内の利用を前提としており、土地の安定性を損な

うような改変等を行わないように留意する。

(4) 重要な地形及び地質

対象事業実施区域及びその周囲には、典型地形として「長穂付近」（河川の作用による地形、還流丘陵）が存在している。

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息の状況

① 動物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲で既存資料により確認された動物相の概要は以下のとおり。

イ. 哺乳類

ニホンザル、ニホンリス、ムササビ、ニホンモモンガ、ヤマネ、スミスネズミ、ハツカネズミ等の28種である。

ロ. 鳥類

ヤマドリ、コジュケイ、オシドリ、マガモ、カイツブリ、キジバト、ゴイサギ、ササゴイ、チュウサギ等の105種である。

ハ. 爬虫類

ニホンイシガメ、ニホンスッポン、タワヤモリ、ジムグリ、アオダイショウ、シマヘビ、ヤマカガシ、ニホンマムシの8種である。

ニ. 両生類

チュウゴクブチサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ニホンアマガエル、タゴガエル等の12種である。

ホ. 昆虫類

モンカゲロウ、モートンイトトンボ、ニホンカワトンボ、ムカシトンボ、ネアカヨシヤンマ、オグマサナエ等の1,242種である。

ヘ. 魚類

スナヤツメ（スナヤツメ南方種）、ニホンウナギ、コイ（野生型）、ゲンゴロウブナ、オオキンブナ、アブラボテ等の41種である。

ト. 底生動物

マルタニシ、オオタニシ、ヒメタニシ、カワニナ、ホラアナミジンナ、ヒメマルマメタニシ、モノアラガイ等の20種である。

② 重要な種及び注目すべき生息地の状況

対象事業実施区域及びその周囲で確認された重要な種は、哺乳類はハタネズミ、ツキノワグマ、ヤマネ等の5種、鳥類はクロサギ、ナベヅル、ヒクイナ、カッコウ、ヨタカ等の36種、爬虫類はニホンイシガメ、ニホンス

ッポン、タワヤモリの3種、両生類はトノサマガエル、モリアオガエル、カジカガエル等の6種、昆虫類はベニイトトンボ、グンバイトンボ、アオハダトンボ等の90種、魚類はワタカ、ハス、ズナガニゴイ等の21種、底生動物はヒラマキガイモドキ、マシジミ、ヤマトヌマエビ等の9種、計170種が確認されている。

対象事業実施区域及びその周囲において、希少猛禽類の生息としてクマタカの生息が確認されているが、対象事業実施区域内であるかどうかは既存資料では不明である。

対象事業実施区域及びその周囲では、注目すべき生息地として、鳥獣保護区1箇所（菅野湖）が分布している。

(2) 植物の生育の状況

① 植物相の状況

対象事業実施区域及びその周囲で既存資料により確認された種は、シダ植物がカミガモシダ、ワカナシダ、オワセベニシダ、タニヘゴ等の67種、種子植物の裸子植物がモミ、アカマツ、スギ、ヒノキ等の7種、種子植物の被子植物の離弁花類がアカシデ、アカガシ、ツクバネガシ、タムシバ等の61種、合弁花類がリョウブ、アセビ、ヤブコウジ、エゴノキ等の44種、単子葉植物がナガバジャノヒゲ、スズメノヤリ、ササクサ、シュンラン等の26種、合計205種である。

② 植生の概要

対象事業実施区域及びその周囲においては、主にアベマキーコナラ群集とスギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布し、河川沿いには水田雑草群落や竹林などがみられる他、アカマツ群落やシイ・カシ二次林などが対象事業実施区域に分布している。

対象事業実施区域及びその周囲における植生自然度は、向道湖湖畔に自然林（植生自然度9）及び自然草原（植生自然度10）が分布している。なお、対象事業実施区域内の植生自然度は、二次林（植生自然度7）、二次草原（背の低い草原）（植生自然度4）、植林地（植生自然度6）、二次林（自然林に近いもの）（植生自然度8）、市街地等（植生自然度1）、外来種植林農耕地（樹園地）（植生自然度3）に分類されており、植生自然度9及び植生自然度10は存在しない。

③ 重要な種及び重要な群落の状況

対象事業実施区域及びその周囲で確認された植物の重要な種は、ヒモヅル、ミズニラモドキ、オクタマシダ、ハガクレカナワラビ、ホウライイヌワラビ、サンショウモ、キビヒトリシズカ等、計87種が確認されている。

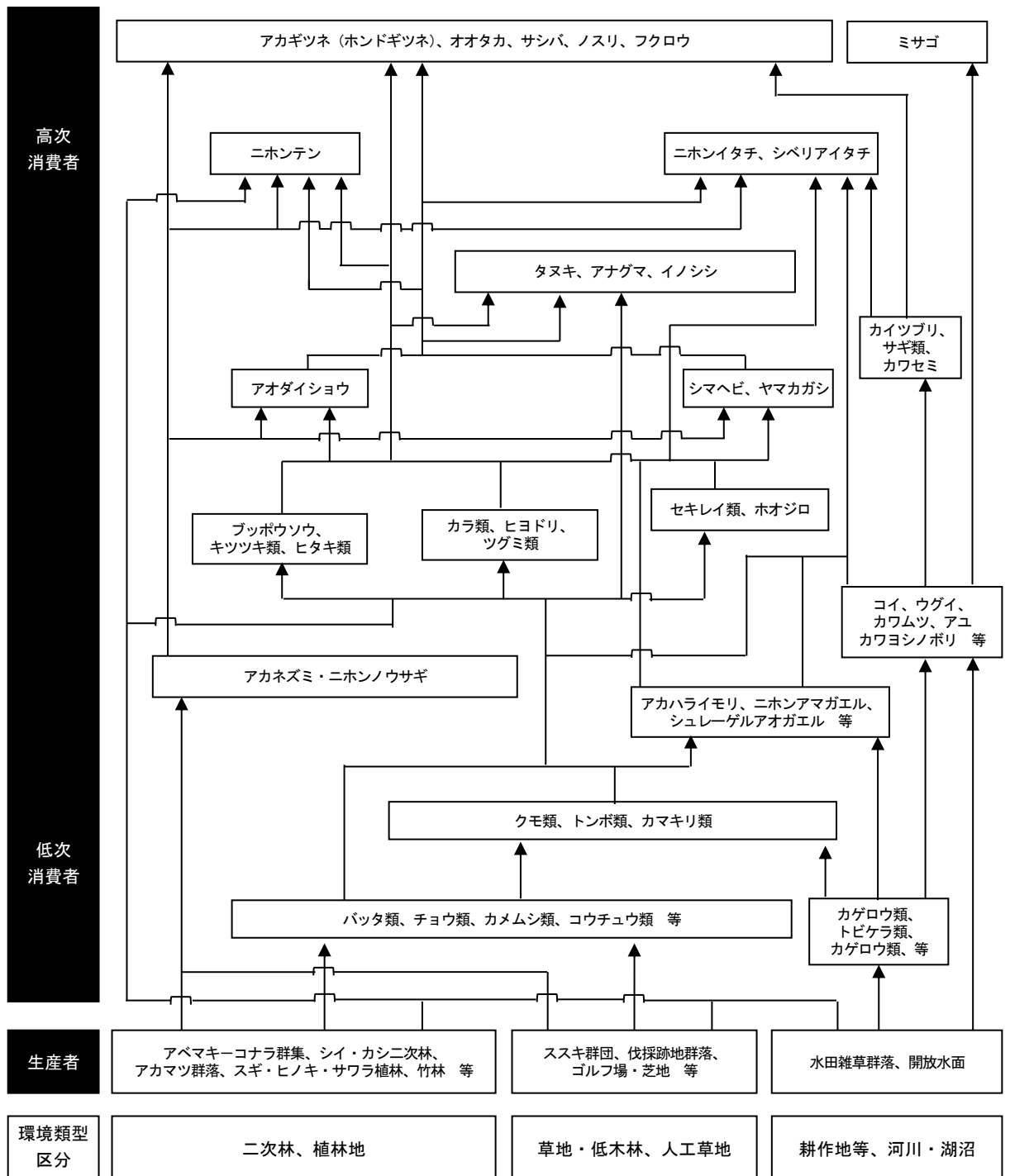
対象事業実施区域及びその周囲で確認された重要な群落は、対象事業実施区域内に「龍文寺樹林」が特定植物群落に指定されており、対象事業実施区域の周囲では、「周方神社社叢」、「二俣神社社叢」、「須々万八幡宮社叢」が特定植物群落に指定されている。

対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林は、25件が分布しており、対象事業実施区域内に4件のモミが存在する。

対象事業実施区域及びその周囲の天然記念物（植物）は、周囲に「大玉スギ」が国指定の天然記念物に指定されている。

(3) 生態系の状況

文献その他の資料で生息・生育が確認されている主な動植物種から考えられる食物連鎖の概要は以下に示すとおりである。



3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

対象事業実施区域及びその周囲における景観資源は、自然景観資源として、火山群の「遠山金峰」、火山の「金峰山」、湖沼景観の「高瀬峡」、街並み

の「山代街道」、「須金のまちなみ」等が分布している。

対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点は、北側に金峰山、白井岳、千石岳、東側に緑山、菅野湖、南側に周南大橋がある。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場は、金峰山、高瀬峡及び高瀬湖、新平ヶ原キャンプ場、永源山公園、菅野ダム中ノ島公園キャンプ場が分布しており、対象事業実施区域内には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として龍文寺が存在する。

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

(1) 放射線の量

一般環境中の放射性物質の状況は、最寄りの観測地点として「山口県環境保健センター大歳庁舎」において測定されており、令和3年度の空間放射線量率の測定結果は年平均値0.096 μ Sv/hである。

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

周南市における平成27年～令和4年の人口及び世帯数は、人口の男女数及び総数は年々減少傾向がみられ、世帯数は令和2年までは増加していたが、その後、減少傾向がみられる。

(2) 産業の状況

① 産業構造

周南市における令和2年の産業別就業者数は、第三次産業の占める割合が高く、その中でも「卸売業、小売業」と「医療、福祉」が高くなっている。

② 農業

周南市における令和2年の農業産出額は、耕種では米が、畜産では肉用牛が最も多くなっている。

③ 林業

周南市における令和2年の林野面積は51,045haとなっており、その所有形態別の内訳は私有林が最も多い。

④ 水産業

山口県の内水面漁業の状況は、令和2年における内水面漁業漁獲量は15tのうち、あゆが13tであり、内水面養殖業収獲量は27tのうち、ます類が

14t、あゆが13tとなっている。

⑤ 商業

周南市における平成28年の年間販売額は、334,770百万円となっている。

⑥ 工業

周南市における令和元年の製造品出荷額は、128,011,931万円となっている。

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用

周南市の土地利用の状況は、「山林」の面積が最も多くなっている。

対象事業実施区域のほとんどが「森林」で占められており、一部に「ゴルフ場」が分布している。

(2) 土地利用計画

① 都市計画法

対象事業実施区域及びその周辺においては、用途地域は指定されていない。

② 国土利用計画法

土地利用基本計画の地域の指定状況は、農業地域は対象事業実施区域のほぼ全域に、森林地域は対象事業実施区域のゴルフ場以外の部分が指定されており、都市地域は対象事業実施区域及びその周辺においては、指定されていない。

3.2.3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼並びに地下水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における上水道及び水源の状況は、向道ダム放流水を水源とする長穂浄水場、戸石川表流水を水源とする須々万浄水場がある。なお、対象事業実施区域及びその周囲における上水道では、地下水を利用していない。

(2) 漁業による利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における内水面の漁業権設定状況は、錦川(二級河川)に内水面漁業の共同漁業権が設定されている。

(3) 工業用水道の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における工業用水道の利用状況は、周南工

業用水道、向道・川上工業用水道が存在する。

(4) 農業用水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における農業用ため池の状況は、41箇所が存在する。

3.2.4 交通の状況

(1) 道路

対象事業実施区域及びその周囲の主な道路には、一般国道315号、一般国道376号、一般国道434号がある。

平成27年度における交通量調査結果は、一般国道315号、一般国道376号、一般国道434号の平日昼間12時間の交通量は、それぞれ5,372台、2,024台、1,835台となっている。

(2) 鉄道

対象事業実施区域及びその周囲において、鉄道は敷設されていない。

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

対象事業実施区域及びその周囲には12施設が存在し、太陽電池等設置計画範囲から約1.7kmの位置に大道理診療所、約2.4kmの位置に特別養護老人ホーム友愛園がある。

(2) 住宅の配置の概況

対象事業実施区域の最寄りの集落は、対象事業実施区域から南に約500mの長穂であり、対象事業実施区域周囲では、対象事業実施区域から南に約200mの周南市長穂門前に住宅が点在している。

対象事業実施区域内には、寺やゴルフ場クラブハウスが存在し、太陽電池等設置計画範囲内には住居の可能性のある建物は存在しない。

3.2.6 下水道の設備状況

周南市の平成30年度末の下水道（汚水）等の整備状況は、下水道普及率は94.2%となっている。

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の状況

周南市の令和2年度の一般廃棄物処理の状況は、一般廃棄物の最終処分量は1,920t、リサイクル率は31.4%となっている。

(2) 産業廃棄物の状況

山口県の平成30年度の産業廃棄物の状況は、最終処分量は406.1千t/年となっている。

周南市の産業廃棄物処理施設の状況は、18施設がある。

4. 環境影響評価項目

事業者が選定した環境影響評価項目は以下のとおり。

なお、放射性物質に係る環境影響評価項目は、特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する状況を踏まえ、当該特定対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがないことから、事業者は選定していない。

【環境影響評価の項目】

環境要素の区分			影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
			大気環境	水環境	その他の環境	工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等	○	○					
		騒音	騒音	○	○				○	
		振動	振動	○	○					
	水環境	水質	水の濁り			○	○			
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質							
		地盤	土地の安定性					○		
その他		反射光					○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地			○	○			
	植物		重要な種及び重要な群落			○	○			
	生態系		地域を特徴づける生態系			○	○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○			
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		産業廃棄物			○	○			
			残土			○				

注1) ○は、対象事業実施区域に係る環境影響評価項目として選定する項目を示す。

注2) 網掛けは、「発電所アセス省令」の「太陽電池発電所別表第五」の参考項目であることを示す。

5. 事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性について

事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性について審査した結果は、以下のとおりである。

環境影響評価項目は、「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」（以下「発電所アセス省令」という。）第21条第1項第5号に定める太陽電池発電所の環境影響評価の参考項目（以下「参考項目」という。）及び第26条の2第2項に定める放射性物質に係る規定を勘案して選定されており、特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえると概ね妥当なものと考えられる。

① 参考項目以外で選定している項目

なし

② 追加選定を検討する必要がある項目

なし

6. 事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性について

事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性について特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえて審査を行った結果は、以下のとおりである。

調査及び予測の手法は、発電所アセス省令第23条第1項第4号に定める参考項目に係る参考となる調査及び予測の手法並びに第23条第2項に定める手法の簡略化を基に選定されており、評価の手法は発電所アセス省令第26条に定める評価の手法の選定の留意事項を踏まえたものとなっていることから、概ね妥当なものと考えられる。